

国民健康保険制度の見直しによる主な変更点

(保険者)

- 都道府県も保険者として位置づけ、市町村とともに国保を運営
- 都道府県が財政運営の責任主体

(被保険者)

- 都道府県内に住所を有する者は、都道府県と市町村が運営する国保の被保険者
(資格管理は引き続き市町村が担うが、資格管理単位は都道府県)

(特別会計)

- 都道府県に新たに特別会計を設置

(国保運営協議会)

- 都道府県に新たに「国保運営協議会」を設置

(費用負担等)

- 国は、保険基盤安定負担金（低所得者対策）を除き、都道府県に費用を交付
(定率負担分 32/100、調整交付金 9/100、高額医療費共同事業 1/4 負担相当分、特定健診負担金 1/3 等)
- 支払基金は、前期高齢者交付金等を都道府県に交付
- 都道府県は、
 - ・ 保険基盤安定負担金（低所得者対策）を除き、都道府県の特別会計に費用を繰入れ
(都道府県調整交付金相当分 9/100、高額医療費共同事業 1/4 負担相当分、特定健診負担金 1/3 等)
 - ・ 条例を定め、国保事業費納付金（分賦金＝市町村の保険料相当額（後期・介護分を含む））を市町村から徴収
 - ・ 条例を定め、国保保険給付費等交付金（給付費等）を市町村に交付
 - ・ 支払基金に、後期高齢者支援金・介護納付金を納付
 - ・ 財政安定化基金（広域化等支援基金は廃止）を設置し、市町村が保険料収納不足になる場合等に同基金から貸付・交付
〔 交付分は、国・都道府県・市町村（保険料）で 1/3 ずつ負担
平成 30 年 4 月 1 日から 6 年間は、円滑施行のための交付費用に充当可能 〕
- 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業は廃止

(国保運営方針)

- 都道府県は、都道府県内の統一的な処理基準等を定める国保運営方針を策定（広域化等支援方針は廃止）し、市町村は同方針を尊重

(保険料率)

- 都道府県は、市町村単位・都道府県単位の標準保険料率を提示し、市町村はこれを参考に保険料率を決定（都道府県単位での統一保険料率の設定が可能な仕組みは厚生労働省令等に規定）

(国保連合会)

- 都道府県は国保連合会に加入可能